

呉市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき呉市立の小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、地域住民，保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組み、もって地域とともにある学校づくりを実現することを目的とする。

(設置)

第3条 呉市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(基本的な方針の承認)

第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実にに関すること。
- (4) その他設置校の校長が必要と認めること。

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校の運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営について、委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、設置校の職員の採用その他の任用について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、委員会を経由するものとする。

3 前項の意見は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 第2条に定める協議会の目的を踏まえたものとする。
- (2) 学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するものとする。
- (3) 設置校の教育上の課題を踏まえたものとする。
- (4) 個人を特定してのものでないこと。

4 協議会は、第1項又は第2項の規定により意見を述べる場合（設置校の校長に対して意見を述べる場合を除く。）は、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(運営状況に関する評価)

第6条 協議会は、設置校の運営状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表しなければならない。

(参画等の促進)

第7条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解，協力，参画等が促進され

るよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とする。

2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 設置校の通学区域内の地域住民
- (2) 設置校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 設置校の職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他委員会が適当と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、委員会は新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、年額4,000円とする。

2 第8条第3項の規定により委嘱又は任命した委員及び第12条第1項の規定により解嘱又は解任した委員の報酬は、第1項に規定する報酬の月割りにより算定する(当該算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。なお、月途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任の場合、1月として計算する。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解嘱等)

第12条 委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 委員会は、委員を解嘱し、又は解任するときは、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、設置校の職員は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、設置校の校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、設置校の校長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第16条 委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(研修)

第17条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任規定)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

改正 令和8年4月1日